

別表

新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業【一般型】補助対象経費一覧

(1)感染防止対策に取り組む事業	
密集を回避するための取組例	
スペース増床	○ 不特定多数の来客がある室内空間の拡張など
オープンテラス増築	○ 不特定多数の来客があるオープンテラスやウッドデッキの増築など
客席の個室化	○ 間仕切り設置による個室化など × 事務室や商談スペースの個室化など
サッカー台の増設	○ 密集を防ぐ目的で増設するものなど
密閉を回避するための取組例	
窓設置	○ 新設や増設、FIX窓から開閉可能な窓への改修など × 既存設備の更新や事務所、商談スペース、調理場への設置など
網戸設置	○ 網戸のない窓への新設など × 既存設備の更新や事務所、商談スペース、調理場への設置など
網戸の網の張替え	× 既存網戸の網の張替えなど
換気扇設置	○ 新設や増設、換気能力が向上する換気扇への改修など × 既存設備の更新や事務所、調理場への設置、ビル換気システムの新設・改修など
吸気口、排気口設置	○ 新設や増設など × 既存設備の更新や事務所、商談スペース、調理場への設置など
密接を回避するための取組例	
飛沫感染防止板の設置	○ アクリル板や透明シート設置など × 事務所や商談スペース、社用車へのアクリル板や透明シート設置など
つい立の設置	○ つい立の新設など × 事務室や商談スペースへの新設など
接触を回避するための取組例	
非接触型自動水栓設置	○ 新設や増設、改修など × 既存非接触型自動水栓の更新や事務所、調理場への設置など
整理券発券機・券売機の設置	○ 新設など × 既存設備の更新、改修など
キャッシュレス機器導入	○ 機器の新設、増設など × リース料、手数料など
セルフレジの導入経費	○ 機器の新設、増設など × リース料、手数料など
ペーパータオルホルダーの設置	○ 新設や増設、改修など × 従業員や商談相手を使用するものなど
便器の設置	○ フタ付き便座への改修など × 従業員が使用するものなど

衛生管理設備導入例

非接触型体温計	○ 不特定多数の来客へ使用するものなど × 従業員や商談客へ使用するものなど
自動手先消毒器	○ 不特定多数の来客へ使用するものなど × 従業員や商談客へ使用するものなど
アルコールスプレースタンド	○ 不特定多数の来客へ使用するものなど × 従業員や商談客へ使用するものなど
フェイスシールド	○ 不特定多数の来客へ対応するためのものなど × 事務室や工場などで使用するものなど
防護服	○ 繰り返し使用できるもの × 一度で使い切るもの

対象外となる経費例

- ・ 感染防止対策に合致しないもの
- ・ 必要な経理書類を用意できないもの
- ・ 令和2年4月17日より以前に支払ったもの（見積書の取得は可）
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ 運搬費、保守管理費、諸経費、保証金、敷金、公租公課、飲食費、交際費、光熱水費、燃料費、通信費など
- ・ 消耗品
例) 事務用品、マスク、ゴム手袋、消毒液、除菌シート、トイレ用ペーパータオル など
- ・ 老朽化による更新など
- ・ リースによる設備導入
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する効果が不確定であるもの
例) エアコン、空気清浄機、加湿器、次亜塩素酸噴霧機器、オゾン発生機器 など
- ・ 汎用性があり目的外使用となりうるもの
例) パソコン、タブレットPCおよび周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・WEBカメラ等）、自動車、バイク、人件費、家賃など
- ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(2) 販路開拓等に取り組む事業

機械設備等費

- ・キッチンカーの購入経費
- ・キッチンカー購入やデリバリー、移動販売のための貨物運搬車両購入経費
- ・衛生向上や省スペース化のためのショーケース購入経費

外注費

- ・ドライブスルー新設のための工事
- ・テイクアウトカウンター新設のための工事
- ・ネット販売システムの構築
- ・新たな看板設置

広報費

- ・HP作成や更新
- ・新たな販促用チラシ作成
- ・新たなパンフレット作成
- ・新聞折込
- ・雑誌、インターネット広告

※移動販売車両以外の普通乗用車(軽自動車を含む)、事業に関係ない付属品、保険、自動車税等は対象外。
※単価50万円(税抜き)以上の機械装置等の購入や店舗改装等は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の交付を受けた後であっても、一定期間(通常5年間)は処分(目的外での使用、譲渡、廃棄等)が制限されます。

※補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は対象外

対象外となる経費例

- ・補助事業の目的に合致しないもの
- ・既存事業に係るもの
- ・必要な経理書類を用意できないもの
- ・交付決定日より以前に支払ったもの(見積書の取得は可)
- ・自社内部の取引によるもの
- ・運搬費、保守管理費、諸経費、保証金、敷金、公租公課、飲食費、交際費、光熱水費、燃料費、通信費 など
- ・消耗品
例) 事務用品、容器・割り箸、梱包材 など
- ・リースによる設備導入
- ・汎用性があり目的外使用となりうるもの
例) パソコン、タブレットPCおよび周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・WEBカメラ等)、自動車、バイク、人件費、家賃など
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費